

府 共 第 4 6 9 号

令和7年10月1日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長

(公 印 省 略)

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）においては、平成13年6月5日に、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定をしているところ、本年度につきましても、別添の実施要綱により運動を実施することといたしました。

本運動は、都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

つきましては、本運動がより一層広がり、有意義なものとなるよう、貴管下関係機関・団体等に対しましても御周知いただくとともに、格段の御協力方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局

男女間暴力対策課 鈴木、八木、阿部

T E L : 03-5253-2111 (内線37579、37560)

E-mail:i.danjo-e-vaw@cao.go.jp



令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

令和7年8月8日

男女共同参画推進本部長決定

1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動は、都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。

特に、女性に対する暴力の根底には、人権の軽視があることから、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 実施期間

令和7年11月12日（水）から11月25日（火）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

3 主唱

内閣府、内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等

5 運動の重点

次の事項に重点を置く。

- (1) 「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」や「パープルリボンバッジ」を積極的に活用するなどにより、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等は決して許されないものである、との社会認識を更に醸成すること。
- (2) 暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っているながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

6 運動の実施事項

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン、パープル・ライトアップ等の広報活動を、運動のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を実施する。
- (3) 相談窓口の周知を進め、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」主な取組について



政府では、毎年11月12日から11月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」)までの2週間、関係団体との連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施します(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

潜在化しやすい暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進します。

啓発物の作成(ポスター、リーフレット、動画、カード、パープルリボンバッジ)
社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

**全閣僚による
パープルリボンバッジの着用**
期間中の1週間(11/12~18)を予定。



<動画イメージ>
対象者別の15~30秒動画
合計4本

<左:ポスター・リーフレット表面、右:リーフレット裏面>



<二つ折り啓発カード(表面・中面)>

パープル・ライトアップ
全国のタワー、商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施。



<令和6年度ライトアップ:全国の約450施設が実施>

本運動に御協力いただく場合の主な方法



パープルリボンバッジの御着用

本運動期間である11月12日(水)～25日(火)に、暴力根絶のためのシンボルマークであるパープルリボンバッジを御着用いただき、本運動のPRに御協力をお願いします。

※11月25日は、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。



パープルリボンバッジ



啓発活動への御協力

【啓発物の御活用】 申込締切:10月14日(火) ※9/29(月)〆切と表示されていますがお申しいただけます。

啓発物を御活用いただき、啓発活動への御協力をお願いします。数に限りはありますが、無償で提供します。

▶ お申込フォーム: <https://forms.office.com/r/EG2Dty5Frw>

【パープル・ライトアップの実施】 登録締切:10月17日(金)

内閣府では、全国各地にあるランドマーク等を、暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップする、パープル・ライトアップの実施を呼び掛けています。御登録いただいた場合は、実施施設一覧に掲載し、内閣府のウェブサイトで紹介させていただきます。今年も全都道府県での実施を目指しています。御協力をよろしくお願いします。

▶ 御登録フォーム: <https://forms.office.com/r/GbCmukeW0e>



経団連会館での
ライトアップの様子

【SNSでの御協力】 X: [@danjokyoku](https://twitter.com/danjokyoku) Facebook: [@danjokyodosankaku](https://www.facebook.com/danjokyodosankaku)

内閣府男女共同参画局のSNSでは、運動期間中に集中的な広報を行います。リポストやシェア、ハッシュタグ(＃女性に対する暴力をなくす運動、＃パープルライトアップ)を付けた発信等に御協力をお願いします。



ウェブサイト

「女性に対する暴力をなくす運動」ウェブサイト ※9月5日(金)に令和7年度の情報に更新予定です。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/

